

坂出市地域防災計画 参考資料

第18章 被災者支援関係

[ふくし課]

18-1 災害救助法による救助の程度、方法および期間

令和6年8月27日

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第四条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 350円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第四条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要するものに供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 350円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第二条第二項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間。(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第二条第二項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間。)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費などやむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住家を得ることができない者	○ 建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基準額 1戸当たり 6,883,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,883,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

救助の種類	対象	費用の限度額		期間			備考		
		○ 賃貸型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準ずる。 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに 借上げ、提供			1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,330円以内		災害発生の日から 7 日以内			食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費		災害発生の日から 7 日以内			輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内			1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
		全壊・全焼・流失	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
			冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
		半壊・半焼・床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
			冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院または診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内			患者等の移送費は、別途計上		
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額		分べんした日から 7 日以内			妊婦等の移送費は、別途計上		

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）またはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 2 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者、または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	1 住家の被害拡大を防止するための緊急の修理 1 世帯当たり 51,500円 2 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分1世帯当たり (1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 717,000円 (2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損壊により被害を受けた世帯 348,000円	1 災害発生の日から10日以内 2 災害発生の日から3ヶ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法24条第1項に規定する非常災害対策本部または同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては6ヶ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）または床上浸水により学用品を喪失又は損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童 ^{※2} 、中学生徒 ^{※3} 及び高等学校等生徒 ^{※4}	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,200円 中学生徒 5,500円 高等学校等生徒 6,000円	災害発生の日から （教科書） 1ヶ月以内 （文房具および通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 226,100円以内 小人（12歳未満） 180,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,600 円以内 一時保存 ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,700 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均 140,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第四条第 1 項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第四条第 2 項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実施弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 22,500円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士および歯科衛生士 15,800円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 16,000円以内 救急救命士 15,700円以内 土木技術者、建築技術者 16,800円以内 大工 25,800円以内 左官 25,000円以内 とび職 25,400円以内	救助の実施が認められる期間以内	1 時間外勤務手当は、日当の額を基礎とし、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内 2 旅費は、日当の額を基礎とし、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の規定により定められた額の範囲内において、県の常勤職員との均衡を考慮して考慮して算定した額の範囲内

- ※1 この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法および期間を定めることができる。
- ※2 義務教育学校の前期課程および特別支援学校の小学部の児童を含む。
- ※3 義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程および特別支援学校の中学部の生徒を含む。
- ※4 高等学校（定時制の課程および通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程および通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校および各種学校の生徒

18-2 被災者生活再建支援制度の概要

1 制度の趣旨

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

2 制度の対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害が発生した市町村
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満のものに限る。)
- (5) (3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の市町村で、(1)、(2)、(3)のいずれかの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)
- (6) (3)又は(4)の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人以上人口10万人未満のものに限る。)
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満のものに限る。)

3 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- (1) 居住する住宅が「全壊」した世帯
- (2) 居住する住宅が半壊、またはその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額になること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯
- (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他事由により、その居住する住宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- (4) 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)
- (5) 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯

4 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※ 世帯人数が1人の場合の被災世帯(単数世帯)は、各該当欄の金額の3/4の額)

被災世帯の区分	損害割合	支援金の支給額			
		基礎支援金 (単数世帯)	加算支援金		
			住宅の再建手段	複数世帯支給額	単数世帯支給額
全壊 : 3(1)	50%以上	100万円 (75万円)	建設・購入	200万円	150万円
解体 : 3(2)			補修	100万円	75万円
居住不能 : 3(3)			賃貸	50万円	37.5万円
大規模半壊 : 3(4)	40%～49%	50万円 (37.5万円)	建設・購入	200万円	150万円
			補修	100万円	75万円
			賃貸	50万円	37.5万円
中規模半壊 : 3(5)	30%～39%	—	建設・購入	100万円	75万円
			補修	50万円	37.5万円
			賃貸	25万円	18.75万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(または補修)する場合は、合計で200(または100)万円

5 支援金の支給申請

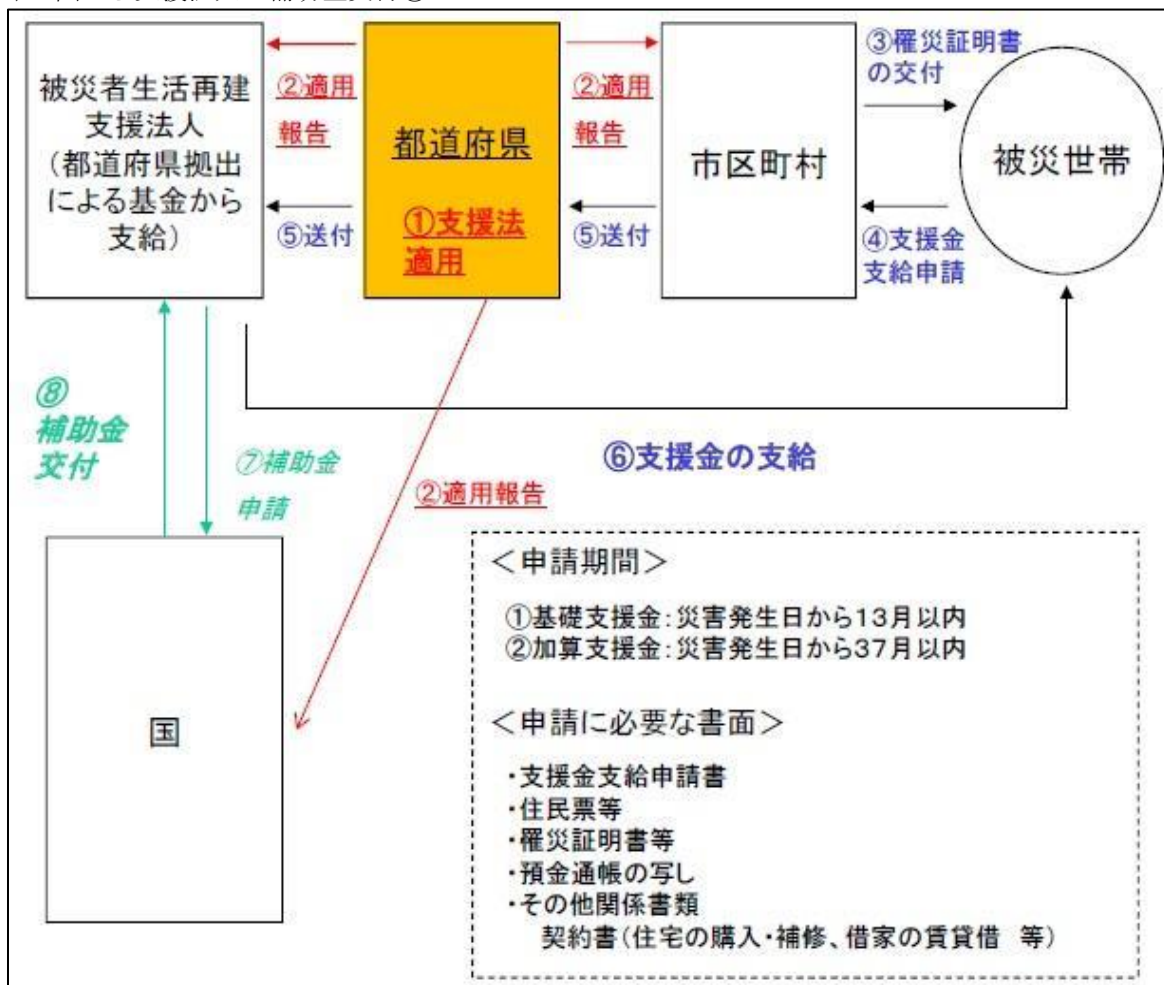
- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金：罹災証明書、住民票 等
②加算支援金：契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金：災害発生日から13月以内
②加算支援金：災害発生日から37月以内

6 基金と国の補助

- (1) 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。
- (2) 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

7 支援金支給までの手続き

- (1) 被災者生活再建支援法の適用(都道府県) ①
- (2) 被災者生活再建支援法の適用を報告(都道府県) ②
- (3) 罹災証明書の交付(市区町村) ③
- (4) 支援金支給申請(被災世帯) ④
- (5) 市区町村で受付、都道府県がとりまとめ、支援法人に送付⑤
- (6) 被災世帯に支援金の支給(支援法人) ⑥
- (7) 支援法人から国に補助金申請⑦
- (8) 国から支援法人に補助金交付⑧



18-3 応急仮設住宅の供給に関する基本方針

(香川県土木部住宅課(令和2年2月改訂))

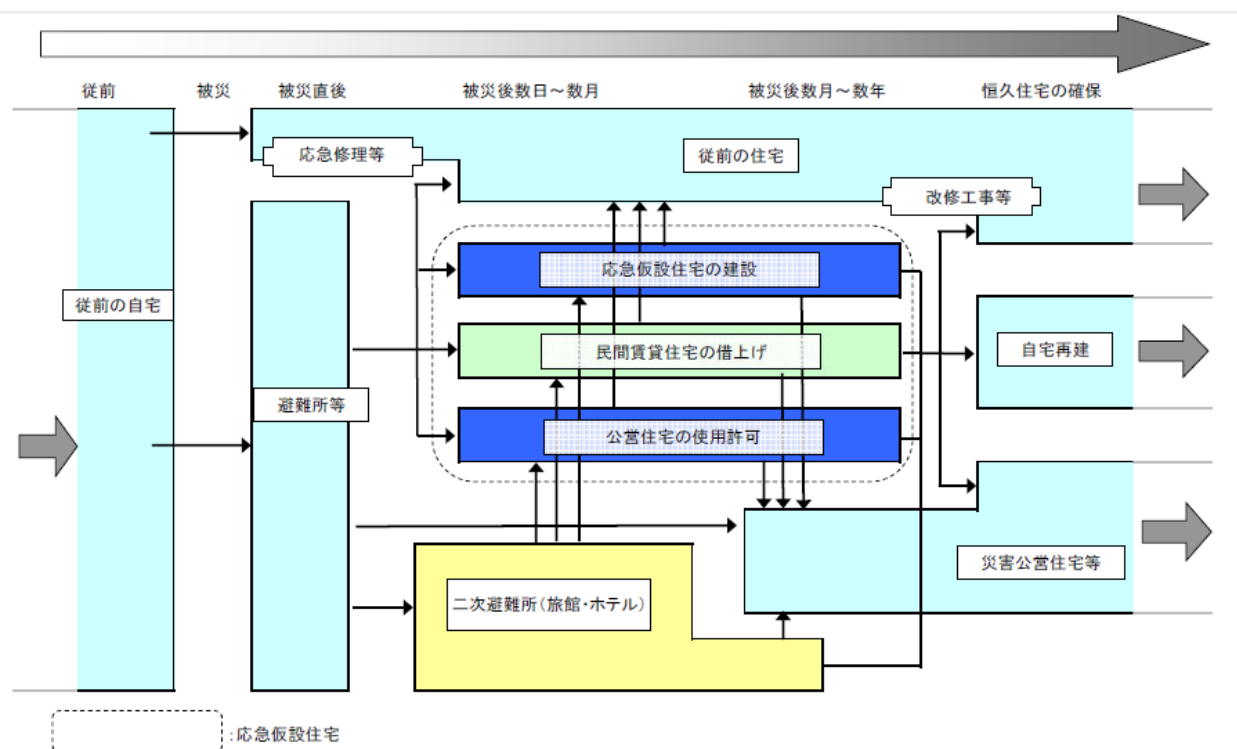
第1章 基本的な考え方

第1節 応急仮設住宅による対応

(1) 応急仮設住宅の趣旨

応急仮設住宅とは、避難所等にいる被災者に早急に入居してもらい、一時的な居住の安定を図るとともに、安定した居住が確保される恒久住宅への転出を早期に実現させて、その役割を終えるべき住宅である。

被災後の恒久的な住宅確保までのフローのイメージ



(2) 応急仮設住宅の供与対象者

- 住家が全焼、全壊または流失した者であること。
- 居住する住家がない者であること。
- 自らの資力をもってしては、住家を確保することもできない者であること。

(3) 応急仮設住宅の供与方法

応急仮設住宅の供給方法には、災害発生後に緊急に建設して供与する「応急仮設住宅の建設」と、民間の賃貸住宅を借り上げて供与する「民間賃貸住宅の借上げ」、さらには、地方自治法に基づき公営住宅を一時使用させる「公営住宅の使用許可」がある。

【応急仮設住宅の建設】

- 公共用地または民地において、新たに仮設住宅を建設し、被災者に提供するもの。
- 応急仮設住宅の規模は、1戸当たり床面積29.7㎡(9坪)を標準とする。
- 災害救助法による応急仮設住宅の国庫負担の対象となる費用は、1戸当たり5,714,000円以内である。(令和元年度基準)
- 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならないが、大規模災害等で現実問題として20日以内に着工できない場合、事前に内閣総理大臣へ協議して必要最小限度の期間を延長することが認められている。

【民間賃貸住宅の借上げ】

- 既存の民間賃貸住宅を借り上げて活用することから、比較的短期間で提供できる。

【公営住宅の使用許可】

- 地方自治法に基づき、公営住宅を目的外使用許可する。

※ 応急仮設住宅の建設は、用地や資材の確保が必要で、時間を要することから、被災者が民間賃貸住宅の借上げや公営住宅の使用許可を希望する場合には、可能な限り、これらを優先することになる。

※ なお、建設を中心とすべきと考えられるケースとしては、次のものが考えられる。

- ・ 一次産業従事者や高齢者等、産業復興の迅速化や地域との結びつきの維持の必要性から被災地を離れることが難しい住民の多い地域。
- ・ 借上げが可能な民間賃貸住宅の戸数が少ない地域。

(4) 供与主体、期間、管理

- 原則、供与主体は県で、市町に委任することができる。(災害救助法第13条第1項)

※ 県と市町間の事務委任・費用支弁手続き等については災害救助法に拠る。

- 供与期間は最長2年間とされるが、この期間は著しく激甚な非常災害を対象とする「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特例措置に関する法律第8条」を適用し、特定行政庁の許可を受けることで、さらに1年ごとに延長できる。

- 応急仮設住宅の入居者の選定、修繕等の管理は、市町長が行う。ただし特別な事情がある場合には、当該市町長の協力を得て、知事自ら実施する場合もある。

第2節 その他の対応

◆ 応急修理

- 自宅が半壊または半焼し、もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、日常生活を営むことができない被災者のうち、自らの資力では住家の修理ができない場合に、修理の費用の一部を県が負担して、自宅を修理することができる。

- 県が負担する費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。(令和元年度基準)

ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000円

イ 半壊または半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円

- 応急修理を受けるためには、応急仮設住宅を利用しないことが条件とされている。

- 修理戸数は市町ごとの半壊および半焼世帯数の3割以内とされている。

- 応急修理により住宅確保が可能な場合には、被災者の希望を聞いたうえで、修理を優先する。

第2章 供給計画

第1節 供給可能戸数

- 応急仮設住宅の建設については、協定を締結している次の団体からの意見等を基に供給可能戸数を想定する。

(一社)プレハブ建築協会(以下「プレ協」という。)

(一社)香川県建設業協会(以下「建設業協会」という。)

(一社)全国木造建設事業協会(以下「全木協」という。)

(一社)日本木造住宅産業協会(以下「木住協」という。)

- プレ協の供給可能戸数は、四国ブロック全体での供給可能限度戸数の1/4程度を本県の戸数と想定する。

- 民間賃貸住宅については、不動産関係団体の意見を踏まえて推計した現時点での数値である。

- 公営住宅は、県営および市町営住宅のうち、耐震性のある利用可能な空き家戸数(平成31年4月1日現在)における推計値である。

- 阪神・淡路大震災や東日本大震災規模の災害においては、災害発生後最長で概ね6ヶ月以内に建設することが一つの目安とされており、仮設住宅供与の要請を受けてから6ヶ月以内に供給できる最大の想定供給可能戸数は下表のとおりである。(インフラ等の被害による制約がないものとして推計)

【供給可能戸数】

	団体等	1ヶ月以内	2ヶ月以内累積	3ヶ月以内累積	6ヶ月以内累積
建設	プレ協	600戸	2,000個	5,000戸	10,700戸
	建設業協会	0戸	200戸	400戸	1,000戸
	全木協	0戸	500戸	1,000戸	2,500戸
	木住協	0戸	200戸	500戸	1,200戸
	小計	600戸	2,700戸 2,900戸	6,400戸 6,900戸	14,200戸 15,400戸
民間賃貸		5,700戸	11,500戸	17,200戸 17,400戸	17,200戸 17,400戸
公営住宅		450戸	600戸	900戸	900戸
合計		6,750戸	14,800戸 15,000戸	24,500戸 25,200戸	32,300戸 33,700戸

※ これら以外に県内建設業者に広く公募する方式もある。

※ 東日本大震災の実績では、応急仮設住宅の建設によるものより、民間賃貸住宅の借上げや公営住宅の使用許可によるものの方が多かった。

【供給の基本的な考え方】

- 災害発生後早い段階で供与できるのは、公営住宅と民間賃貸住宅である。
- したがって、まずは、公営住宅の空室の活用が可能な場合には、それを優先する。
- また、被災者が民間賃貸住宅を希望し、借上げが可能な場合には、それを優先する。
- ただし、借上げの住宅は、被災地に近接した地域で供与することが困難な場合があり、応急仮設住宅の建設についても、早期の段階で検討を進めることとする。

【時系列での考え方】

- 応急仮設住宅の建設のうち、「プレ協」は、一定戸数までは解体処分負担のないリース物件での対応が可能であり、初動が早く、工期も短いことから、最も早い場合には1ヶ月以内での供給が可能と想定される。
- したがって、6,750戸までは、「プレ協」のリース物件と、民間賃貸住宅の借上げと公営住宅の使用許可で、1ヶ月以内に供給可能と想定されるが、被災地域の状況等により、「建設業協会」、「全木協」、「木住協」への要請も検討する。
- 15,000戸までは、民間賃貸と公営住宅、さらには、「プレ協」のリース物件、「建設業協会」と「全木協」および「木住協」による木造仮設住宅で、災害発生後2ヶ月以内に供給可能と想定される。
- その後さらに、25,200戸を3ヶ月以内に、33,700戸を6ヶ月以内に供給可能と見込まれる。
- また、協定を締結した団体による供給だけでは不足する場合には、公募方式で県内建設業者に発注することも想定される。

第2節 被害想定に基づく必要戸数の推計

- 応急仮設住宅を供給すべき必要戸数を推計するにあたって、本県では、平成26年3月に発表した「香川県地震・津波被害想定(第四次公表)」をもとに検討する。
- また、推計方法としては、国から示された「応急仮設住宅建設必携」(中間とりまとめ)の住家被害に基づく方法により行うこととし、同必携によると、過去の大地震における応急仮設住宅供給戸数の実績は、次表のとおりである。

(表略)

- 南海トラフを震源とする最大クラスの地震(以下「L2」という。)発生時には、津波による住宅被害が大きくなると推計されていることや、津波被害では高台などに移転新築する場合が多く、その建築期間中の応急仮設住宅への入居のニーズが高くなると考えられることから、東日本大震災(福島県以外)の供給実績(全・半壊戸数の26.6%)を参考に、本県の応急仮設住宅の必要戸数を住宅の全・半壊棟数の27%と想定する。

※ 災害救助法では「災害時に住家が全壊・全焼・流失し、居住する住家がない者等で、自らの資力では住家を得る事ができない者」に供与される住宅と原則されるが、東日本大震災規模の大規模災

害の場合を想定し、半壊等でも希望者には応急仮設に入居できる弾力運用が図られることを前提としている。

- 「香川県地震・津波被害想定(第四次公表)」によれば、L2発生時において、香川県全体で110,073棟の住宅が全・半壊すると想定されている。
- これに対して、供給すべき応急仮設住宅の必要戸数は、 $110,073(\text{棟}) \times 27\% \div 9 = 29,720(\text{戸})$ と推計され、前述の供給可能戸数の計画によると、6ヶ月以内に供給可能と見込まれる。
- なお、L2より規模の小さい震災発災時であっても、L2想定 of 供給計画に沿って、応急仮設住宅の速やかな供給を行う。

香川県地震津波被害想定(平成26年3月31日:第四次公表)に基づく
L2発生時の応急仮設住宅の必要戸数の推計(坂出市分抜粋)

市町名	住宅棟数(棟)	全壊・半壊棟数(棟) (A)	応急仮設住宅必要戸数(戸) (A)×0.27
坂出市	18,133	8,083	2,182

- ※ 香川県ホームページ
土木部住宅課ホームページ応急仮設住宅の供給
応急仮設住宅建設マニュアル(令和2年2月改訂)
民間賃貸住宅借上げマニュアル(平成31年3月改訂)
香川県応急修理マニュアル(平成26年3月)